

右文書(通) 数録云

本ノ新法既施行後自十ナリ本自ノ日東京府内務省に於て是レノ
案ハ一ノラニ依リて同省に於て是レノ案ハ一ノラニ依リて同省に於て是レノ

5.7.11
1207

労社第一九七七号

昭和五年六月廿五日

警視總監

丸山 鶴吉

内務大臣安達謙藏
社会局長官殿
東京地裁裁判所検事小殿

前国鉄工所労働争議ニ關スル件 (第十卷)

要旨ニ章議團側公會社カ引續キ平常通り作業ヲ継続シ態度強硬
ニテ有利解決ノ見込ナク傷職ノ過程ヲ延リシアルカ警察取締ノ
圧迫ニ依ルモノナリトシテ社政府議ヲシテ府會ニ於テ質問セ
シムル準備中